

「美鳥（みどり）の大使による美しい国づくり運動」推進要領

第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会

第1 趣旨

この要領は、第64回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）を契機に、ふるさとの森・川・海とともに生きる活動（環境保全活動等）に取り組む県民、企業、ボランティア等の多くの皆さんが自ら行動していく県民運動「とっとりグリーンウェイブ」の気運を醸成し、緑豊かな鳥取県から、環境の良さを全国にアピールしていくことを目的として、その中核となる方々を「美鳥の大使」と位置付け、その認定手続等、必要な事項を定めるものです。

「美鳥の大使による美しい国づくり運動」（以下「美しい国づくり運動」という。）は、全国植樹祭と同じ平成25年に鳥取県で開催される「第30回全国都市緑化とっとりフェア」「エコツーリズム国際大会2013 in 鳥取」へと発展・承継させ、環境日本一の鳥取県を目指します。

第2 美鳥の大使による美しい国づくり運動について

1 対象とする活動

（1）森林環境の維持・保全活動

①植林・育林活動

「森・川・海」が一体となった自然の循環や環境の保全を目的に実施される植林・育林活動

②森林再生・防除活動

荒廃した里山林・人工林・竹林を再生する活動や荒廃を防止する活動

③県産材製品の普及活動

県産材の木製品の使用や良さを知っていただく活動

④森林・林業や森林の環境保全に関する知識を普及する活動

講演会、学習会など

（2）環境美化・啓発活動

①農山村や都市の景観美化を目的とする緑化活動

②農山村、森林、河川、湖沼、海（河川敷、湖岸、海岸を含む。）等及びその周辺の環境保全を目的に実施される清掃活動等（森・川・海等の環境美化を目的としない施設等の清掃を除く。）

③本県やその周辺地域の自然環境の豊かさを県内外へ発信し、又はその魅力などを学習・享受することを目的として行われる活動（講演会、見学会、エコツアー、スポーツ大会等）

（3）海・川・湖沼の環境・水産資源の保全に資する活動

海・川・湖沼の環境や水産資源を守る活動（（2）に該当するものを除く。）

2 活動の指定

（1）第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会が主催・共催して実施する活動

「美しい国づくり運動」として指定します。

（2）その他の活動

企業、特定非営利活動法人、学校、公益法人、自治会・同好会等の任意組織、国、地方公共団体（公社、公団を含む。）がこの趣旨に賛同して行う対象活動は「第64回全国植樹祭「美鳥（みどり）の大使による美しい国づくり運動」協賛行事募集要項」により協賛行事に指定します。

3 協賛行事の対象期間

（1）協賛行事については、本要領制定の日から全国植樹祭開催前日までの間に行われたものを対象とします。

（2）本要領制定の前日に行われたものでも対象活動に該当するものは、協賛行事に指定します。（原則として平成23年9月1日以降に実施されたものを対象とし、「白うさぎ大使による新たな国造り運動」に指定された行事を除く。）

第3 美鳥の大使について

1 美鳥の大使の認定

「美しい国づくり運動」に指定された行事の参加者を「美鳥の大使」に認定します。

(1) 申込手続

美しい国づくり運動の趣旨に賛同し「美鳥の大使」に申し込む人は、行事の主催者を通じて「美鳥（みどり）の大使」認定申請書（別紙様式）を第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会事務局に提出してください。

(2) 参加章（缶バッジ）の交付

第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会会長（以下「会長」という。）は、認定申請により美鳥の大使に認定し、全国植樹祭シンボルマークの参加章（缶バッジ）を交付します。

2 美鳥の大使の役割

(1) 参加した活動を契機として、県内で行われる森林環境の保全活動や海・川・湖沼の環境保全活動に関心をもっていただきます。

(2) 引き続き「美しい国づくり運動」の行事に参加していただきます。

(3) 全国植樹祭や美鳥の大使の広報啓発に協力しながら、自らの新たな行動へとつなげていただきます。

3 全国植樹祭への招待案内

希望者を抽選の上、全国植樹祭の式典行事に招待します。（活動の時期により、抽選対象にならない場合があります。

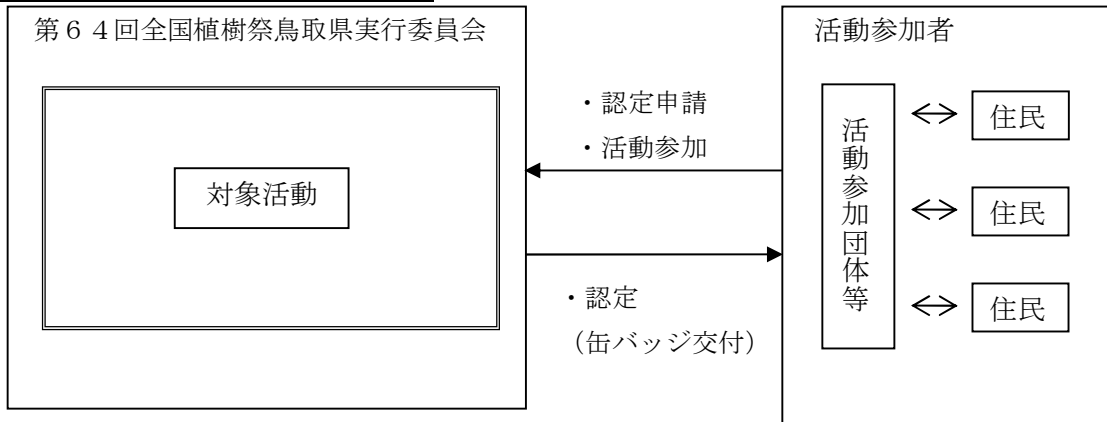
附 則

この要領は、平成24年1月19日から施行する。

(参考)

【認定手続の流れ】

〔実行委員会主催・共催行事の場合〕



〔協賛行事の場合〕

